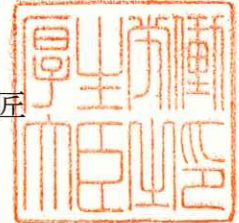




厚生労働省発食 0108 第 3 号
平成 31 年 1 月 8 日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 根本 匠



食品健康影響評価について意見を求めたことの取下げについて

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、平成 17 年 8 月 15 日付け厚生労働省発食安第 0815001 号、平成 17 年 8 月 15 日付け厚生労働省発食安第 0815003 号及び平成 23 年 4 月 19 日付け厚生労働省発食安 0419 第 4 号をもって貴委員会の意見を求めたところですが、これらを取り下げます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 10 条及び第 11 条第 1 項の規定に基づき、以下に掲げるものについて、人の健康を損なうおそれのない添加物として、新たに定めるとともに、規格基準を設定すること。

アルミノケイ酸ナトリウム
ケイ酸カルシウムアルミニウム
酸性リン酸アルミニウムナトリウム

